

## 公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和3年11月15日

世田谷区

### 1. 業務概要

#### (1) 件名

世田谷区標準準拠システム導入支援業務委託

#### (2) 業務内容

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」の成立を受け、世田谷区では現在稼働している標準化対象システムを、国の提示する仕様書に基づき各事業者がガバメントクラウドに構築した「標準準拠システム」に移行していく必要がある。デジタル・ガバメント実行計画においては標準化の目標時期を令和7年度（2025年度）としているため、総務省が公開している「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」で推奨されているとおり、令和3年度から作業着手を行う。

以上を踏まえ、標準化に向けて円滑な準備を行うための支援を委託するため、以下の業務を実施すること。

##### ① 概要調査

- ・ 業務プロセスや他システムへの影響範囲の特定および、標準化対象システムである現行システムの概要調査の支援を行う。
- ・ 国や各システムベンダの動向確認を行い、現行システムの概要調査の結果も考慮した上で、世田谷区標準準拠システム導入の全体計画策定に向けて情報を整理する。

##### ② 方針案策定

- ・ 令和7年度に向けて長期的な標準化という事業を行うにあたり、標準化の意義や目的の定義に向けた支援を行う。
- ・ 世田谷区が独自に行っている施策や標準化の対象から外れてしまった業務を概要レベルで整理し、標準化対応との位置付けを定義するための支援を行う。

##### ③ 作業計画およびシステム構成案の提案

- ・ 令和4年度より着手予定の、各府省が作成する標準仕様書と現行システムに係る仕様とのFit & Gap分析および、標準準拠システムに基づく事務運用等の見直し検討に資する効果的な事前準備に関する支援を行う。なお、提案に際しては効果的な事前準備の案を提言すること。
- ・ 標準化対応後の世田谷区業務システム全体のあり方の検討を支援し、仮説として提案する。

#### (3) 履行期間

令和4年1月中旬頃から令和4年3月31日まで

## 2. 参加資格要件

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当しないこと。  
また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税、都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) ISO/IEC27001またはJIS Q 27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」認証を受けていること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの者と関係を有する者ではないこと。

## 3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

## 4. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 提案全体を通しての説得力、わかりやすさ（資料編集・提示能力の高さ）
- (2) 各業務における実施手法の具体性、的確性、スケジュールの妥当性、区の負荷軽減に向けたアイデア等
- (3) 本件業務プロジェクトマネジメント手法の妥当性
- (4) 事業者及び業務責任者や主従事者の実績、経歴、当該事業者のみ実現できる付加価値等
- (5) 見積金額の妥当性

## 5. 手続等

### (1) 担当課

〒154-0016

東京都世田谷区弦巻2丁目23番1号 世田谷区事務センター

世田谷区政策経営部 ICT推進課

電話：03-3439-1511 FAX：03-3439-2541

メールアドレス：sea01000@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書（実施要領、提案要求仕様書）の交付期間、場所及び方法

① 期間

令和3年11月15日（月）から11月29日（月）まで  
（土日祝日を除く。午前9時～午後5時まで）

② 場所

5（1）に同じ。

③ 方法

希望者に無償配布する。（以下、区のホームページからダウンロード可）  
目次から探す>「区政情報」>「区の政策」>「計画・指針」>「その他計画、指針等」>「企画総務領域」>「世田谷区標準準拠システム導入支援業務委託事業者を募集します」

(3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

① 期限

令和3年11月29日（月）午後5時（必着）

② 申込先

5（1）に同じ。

③ 方法

別途指定する様式に、事業者名、所在地、連絡先、部署名、担当者名等を明記  
のうえ、持参または電子メールにより提出すること。

(4) 提案書の受領期限、提出場所及び方法

① 期限

令和3年12月27日（木）午後5時（必着）

② 場所

5（1）に同じ。

③ 方法

持参に限る。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約保証金

免除

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方

との随意契約により締結する予定の有無

無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口

5. (1) に同じ
- (6) 費用負担  
参加申込書及び提案書の作成ならびに提出にかかる事業者の費用については、世田谷区では一切負担しない。
- (7) 提出物の取り扱い  
本選定の過程において事業者から提出された資料等については返却しない。
- (8) 透明性・公平性の確保  
透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）については、世田谷区情報公開条例（平成13年3月13日、世田谷区条例第6号）の規定に基づき第三者に開示する場合がある。
- (9) 契約  
事業者選定後、区と選定者の協議により、最終的な仕様を決定し、後日契約する。
- (10) 事業詳細  
詳細は説明書による。